

令和6年第3回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和6年9月20日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳  | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸  | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦  | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 |        |        |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松 一	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	松井良之
産業課長	遠山雅浩	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	村松浩文	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

日程第1 議案第48号

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第2 議案第49号

設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第50号

令和6年度設楽町一般会計補正予算（第3号）

(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)

日程第4 議案第51号

令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

(文教厚生委員長報告)

- 日程第5 議案第52号  
令和6年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）  
（総務建設委員長報告）
- 日程第6 議案第53号  
令和6年度名倉財産区特別会計補正予算（第1号）  
（総務建設委員長報告）
- 日程第7 議案第54号  
令和6年度津具財産区特別会計補正予算（第1号）  
（総務建設委員長報告）
- 日程第8 議案第55号  
令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算（第1号）  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第9 陳情第10号  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を  
求める陳情書  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第10 陳情第14号  
私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽  
町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第11 陳情第15号  
国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第12 陳情第16号  
愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書  
（文教厚生委員長報告）
- 日程第13 認定第1号  
令和5年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 日程第14 認定第2号  
令和5年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 日程第15 認定第3号  
令和5年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）
- 日程第16 認定第4号  
令和5年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について  
（決算特別委員長報告）

- 日程第 17 認定第 5 号  
令和 5 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 18 認定第 6 号  
令和 5 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 19 認定第 7 号  
令和 5 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 20 認定第 8 号  
令和 5 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 21 認定第 9 号  
令和 5 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 22 認定第 10 号  
令和 5 年度設楽町簡易水道事業会計決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 23 認定第 11 号  
令和 5 年度設楽町下水道事業会計決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 24 所掌事務の調査報告  
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 25 発議第 2 号  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を  
求める意見書  
(追加)
- 日程第 26 議案第 56 号  
設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について  
(追加)
- 日程第 27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)
- 日程第 28 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)

## 会 議 録

開議 午前8時59分

議長 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名全員です。定足数に達していますので、令和6年第3回設楽町議会定例会、第3日目を開会いたします。これから本日の会議を開きます。初めに、町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、9月議会定例議会に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。議会最終日にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

今年は残暑が厳しく、朝晩涼しくなってきたとはいえ、まだまだ暑い日が続いております。今日も大変暑いですね。また、収穫の秋を迎え、町内各所で稲刈りも順調に進んでいるようです。これから秋の気配を一層感じる気候になりますので、体調管理に十分お気をつけてお過ごしいただきたいと思います。

さて、秋はスポーツの季節でもあります。町内各地でスポーツ関連の行事が多く計画されております。中学校の体育大会は既に終了しておりますが、小学校の運動会は、明日、土曜日に全小学校で予定されています。当初、天気を少し心配しておりましたが、今日の天気予報だと、なんとなくできそうかなと思うところであります。

10月に入りますと、定例会初日にも申し上げましたが、町主催のイベントも多数行われます。12日から14日は「したらオリエンテーリングフェスタ2024」が行われ、27日には「奥三河トレイルランニングレース2024」が、29日には「設楽町長杯ゴルフコンペ」の開催が予定されています。健康維持、健康増進のためにも、子供から大人、御高齢の方まで、一人でも多くの町民の方がいろいろなスポーツ大会等へ参加していただけるよう、呼びかけてまいりたいと思っております。

本日は、過疎地域持続的発展計画の変更1件を追加上程させていただきました。定例会初日に上程いたしました議案と併せまして慎重審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。議会定例会最終日の審議に先立ちまして、御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

議長 ありがとうございました。それでは、本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和6年第3回定例会第3日目の運営について、9月17日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

本日の案件は、委員会付託議案19件、陳情4件と、本日、追加案件で議員提出が1件、町長提出が1件、継続審査の申出が2件です。

一括上程する案件は、日程第 1、議案第 48 号から日程第 12、陳情第 16 号の 12 議案、日程第 13 認定第 1 号から日程第 23、認定第 11 号の 11 議案です。それ以外は順次 1 件ごとに上程します。質疑、討論、採決は 1 件ごとに行います。詳細は御手元に配付の議案審議等一覧表を御一読願います。

以上で委員長報告を終わります。

議長 それでは、ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

---

議長 日程第 1、議案第 48 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」から日程第 12、陳情第 16 号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」までを一括議題とします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

4 原田(直) 令和 6 年第 3 回総務建設委員会の委員長報告を行います。

令和 6 年 9 月の 10 日火曜日、16 時 18 分から 16 時 23 分まで総務建設委員会を開催しました。

出席者は、総務建設委員会 9 名全員、議長、議会事務局長。執行部からは、町長副町長、教育長ほか関係各課長に出席をいただきました。

付託された議案 5 件を審議、審議の結果を報告します。

1 付託事件、(1) 議案第 49 号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」質疑、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(2)、議案第 50 号「令和 6 年度設楽町一般会計補正予算(第 3 号)」総務建設委員会所管分です。質疑、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(3) 議案第 52 号「令和 6 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第 1 号)」、質疑、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(4) 議案第 53 号「令和 6 年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算(第 1 号)」、質疑、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(5) 議案第 54 号「令和 6 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第 1 号)」、質疑、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。その他はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 続いて、文教厚生委員会をお願いします。

5 七原 令和 6 年第 3 回文教厚生委員会委員長報告を行います。

令和 6 年 9 月 11 日水曜日、午後 3 時 30 分から午後 3 時 49 分まで、文教厚生委員会を開催いたしました。

出席者は、文教厚生委員 9 名全員、議長、議会事務局長。執行部からは町長、副町長、教育長初め 10 名の方の出席をいただいております。

付託された議案 4 件、陳情 4 件について、審議の結果を御報告します。

(1) 議案第 48 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、質疑 1 件、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(2) 議案第 50 号「令和 6 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」文教厚生委員会所管、質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(3) 議案第 51 号「令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」、質疑 4 件、討論なし。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑内容につきましては以下を読んでおいてください。

(4) 議案第 55 号「令和 6 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」質疑なし、討論なし。全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(5) 陳情第 10 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」、採択意見 1、採択 8 件ということで、全員賛成で採択すべきものと決しました。

(6) 陳情第 14 号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書」、不採択意見多数につき不採択すべきものと決しました。

(7) 陳情第 15 号、「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、不採択多数により不採択とすべきものと決しました。

(8) 陳情第 16 号、「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」、不採択多数により不採択にすべきものと決しました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。

討論、採決は 1 件ごとに行います。

議案第 48 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 48 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第49号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第50号「令和6年度設楽町一般会計補正予算(第3号)」の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第51号「令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第51号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第52号「令和6年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第52号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第53号「令和6年度名倉財産区特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第54号「令和6年度津具財産区特別会計補正予算（第1号）」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第55号「令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。



議案第55号を採決します。採決は、起立によって行います。  
本案に対する委員長報告は、可決です。  
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 陳情第10号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第10号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

陳情第10号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

議長 陳情第14号「私立高校生の父母の負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第14号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、不採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第14号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

議長 陳情第15号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第15号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、不採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第15号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

議長 陳情第16号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第16号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、不採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第16号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

議長 日程第13、認定第1号「令和5年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第23、認定第11号「令和5年度設楽町下水道事業会計決算の認定について」までの12議案を一括議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

9 今泉 令和6年決算特別委員会報告を行います。

令和6年設楽町議会決算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第77条の規定により行います。

本委員会は、令和6年9月5日木曜日、令和5年度設楽町一般会計歳入歳出決算の概要説明を受け、9月10日火曜日及び9月11日水曜日の両日に一般会計歳入歳出決算、8特別会計歳入歳出決算、並びに2事業会計決算について、慎重審議しました。その経過と結果は以下のとおりです。

9月10日午前8時58分から午後4時7分まで、総務建設委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員9名全員です。

質疑は、以下のとおりです。

一般会計決算の歳出に関する質疑は合計116件で、その内訳は、議会費の審議では質疑なし。総務費の審議では質疑55件。農林水産費の質疑では質疑20件。商工費の審議では質疑18件。土木費の審議では質疑18件。消防費の審議では質

疑 12 件。災害復旧費の審議では質疑なし。公債費の審議では質疑なし。諸支出金の審議では質疑なし。予備費では質疑なし。歳入に関する審議では質疑 3 件。

特別会計決算に対する質疑はなし。田口財産区特別会計決算、質疑なし。段嶺第財産区特別会計決算、質疑なし。名倉財産区特別会計決算、質疑なし。津具財産区特別会計決算、質疑なし。

以上でした。

9 月 11 日午前 8 時 58 分から午後 3 時 19 分まで、文教厚生委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員 9 名全員です。

質疑は、以下のとおりです。

質疑。一般会計決算の歳出に関する質疑は合計 88 件で、その内訳は、総務費の審議では質疑ゼロ。民生費の質疑では質疑 33 件。衛生費の審議では質疑 28 件。農林水産費、質疑なし。土木費、質疑なし。教育費の審議では質疑 27 件。歳入に関する質疑はなし。

特別決算に関する質疑は合計 10 件で、その内訳は、国民健康保険特別会計決算では質疑 6 件。後期高齢者医療保険特別会計決算では質疑 1 件。町営バス特別会計決算では質疑 3 件。つぐ診療所特別会計決算では質疑ゼロ。

2 事業会計決算に関する質疑は合計 3 件で、その内訳は、簡易水道事業費会計の決算では質疑 3 件。下水道事業会計の決算では質疑ゼロ件。

討論。質疑終了後の討論では、一般会計決算を反対とする討論 1 名。詳細については、本日举行います。一般会計決算を賛成とする討論 1 名。詳細については、本日举行います。

採決。採決は以下のとおりです。

認定第 1 号「令和 5 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」。討論、反対、賛成各 1 名。採決、賛成多数で可決されることに決しました。

認定第 2 号「令和 5 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、賛成多数で可決すべきものに決しました。

認定第 3 号「令和 5 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、賛成多数で可決すべきものに決しました。

認定第 4 号「令和 5 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

認定第 5 号「令和 5 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

認定第 6 号「令和 5 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

認定第 7 号「令和 5 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきことに決しました。

認定第8号「令和5年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

認定第9号「令和5年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

認定第10号「令和5年度設楽町簡易水道事業会計決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

認定第11号、「令和5年度設楽町下水道事業会計決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものに決しました。

「その他」、なし。

以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

討論、採決は1件ごとに行います。

議長 認定第1号「令和5年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

8 田中 討論を行います。

令和5年度一般会計決算認定を不可とする立場から討論を行います。

本決算では、学校給食の無償化や高齢者補聴器補助の前進などがみられましたが、全体的には、国保料引上げで住民の暮らしに打撃を与え、暮らしを守る他の施策も不十分に終わっています。

厚労省の最近の調査によれば、「生活が苦しい」と回答している人が約60%、調査開始以来の37年間で最悪の数字であります。生活苦の根本に、賃金が物価上昇に追いつかない問題がありますが、ここは政治の責任で物価高騰から国民を守るときであり、地方自治体もこれに全力をあげなければなりません。

しかし、加入者負担が限界にきている国保料を大幅に値上げし、段階的引き上げの第一歩としました。18歳以下の保険料均等割り分も半額減免のままであります。福祉移送サービスの利用料金の軽減は今回も見送られました。燃料高騰、肥料代高騰への町の支援についてもありません。

また、国の悪政から住民を守る点では、逆に悪政に付き従う有様であります。ダムの安全性には思考停止で、事業の促進をするばかりです。個人情報漏洩する危険性があるマイナンバーカードの普及促進が行われました。戦争する国造りに人々を動員することがあからさまなJアラート訓練も強行しました。

さらに挙げれば、移住定住事業はめざす目標に程遠く、さらに続行していますが、見直すべきであります。

世界ラリー選手権やアジアオリエンテーリングなど、イベント事業が次々と組まれています。町の知名度は上がるかもしれませんが、その後何があるのか、北設一の人口減少はどうなるか、町民は豊かになるのか、定かではありません。

ジェンダー平等、地球温暖化防止の施策は現情勢から大きく立ち遅れているのではないのでしょうか。

以上により、決算認定を不可とするものです。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3 原田(純) 令和5年度設楽町一般会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論させていただきます。

令和5年度設楽町一般会計決算は、歳入が59億3,357万円、対前年度比4億3,443万円の減。その主な要因は、公営企業会計への移行準備資金や財源不足を補う財政調整基金からの繰入れが2億7,356万円の減額、前年度からの繰越しが5,130万円となったことです。翌年度へ繰り越すべき財源は、1億4,884万円となり、対前年度比6,137万円の増となりました。

歳出は約56億7,669万円で、前年度比約5億3,885万円の減となりました。これは、令和5年度から簡易水道、公共下水道および農業集落排水事業の各特別会計が公営企業会計へ移行したことに伴い、令和4年度に準備資金として合計6億円の繰出金を支出しましたが、令和5年度は当該支出がなかったことが主な要因となっています。

本年度の主な実施事業としては、やすらぎの里大規模改修工事8,000万円、田口小学校給排水管更新工事5,961万円、及び6月2日の台風2号の襲来により町内で発生した豪雨災害による災害復旧工事に関わる費用1億6,063万円などがありました。今後もやすらぎの里の小規模な改修工事が続くとのことですが、個室入居でプライバシーが守られる25名の方々、デイサービスを御利用の方々、職員の皆様が快適に過ごされ、この先の高齢者の利便性や安心安全の担保等を考慮すれば、改修にかなりの予算が計上されていることは否めませんが、社会福祉・老人福祉事業としての取組に賛同するものです。

これに関連して、福祉事業を初めとした介護士・保育士・調理師・運転士等々の人材確保に向けた取組については一致した喫緊の課題であると認識します。

田口小学校給排水管更新工事は、老朽化に伴う緊急を要する事業であったと考えます。豪雨災害による復旧工事では、携わった皆様の御苦勞と働きに感謝します。これからも激甚災害に対して、どの様な事前の対応が必要なのかを共に考え、皆様の知恵を集結していけたらいいなと思います。

そのほか、既設5か所の給食調理場を田口小学校地内1か所に統合、新設し、仮称設楽町学校給食センターとして事業、スケジュール案当が提示され、令和5年度は給食調理場センター化調査検討業務委託として473万円が使われ、令和9年度からの供用開始に向けて始動しています。

また、令和5年度の学校給食費保護者負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金からの活用で給食費を無償とし、また、同交付金を活用したプレミアム付き商品券3万冊、発行総額1億9,500万円分を町内消費に廻すことができました。

次に、道の駅したらの来場者数は、令和4年度の来場者数24万9,000人に対して令和5年度は31万4,000人と6万5,000人の増となっていますが、一方でレジ通過者数は、令和4年度15万人から令和5年度12万8,000人と2万2,000人の減少となっており、今後、来場者とレジ通過者の間の隔たりを埋める工夫が必要かと思えます。

道の駅アグリステーションなぐらでは、令和4年度の改修工事を経て、より一層見やすく、使いやすく洗練された物販エリアと食堂、憩いのテラスの設置、加えて名倉川沿いの景観は、訪れた皆様に親しまれており、レジ通過者数は前年度およそ12万人に対して、令和5年度は約2万6,000人増の14万6,000人となっています。

また、食品衛生法改正により、漬物製造販売が許可制へ完全移行されたことに伴い、個別農家による漬物出荷数の減少が見込まれる中、アグリステーションなぐらに造られた漬物専用加工施設で生産数を確保できることで、設楽の伝統の味をお客様に提供することができています。

つぐ高原グリーンパークは、老朽化による修繕、設備更新など、今後を引き継がれることとなりますが、ほかの2つの道の駅との差異はオートキャンプ場が併設されていることで、アウトドアのまちとしての賑わいの一助を担っていることです。

設楽ダム水源地域整備事業、振興事業では、道路整備、簡易水道・下水道整備事業など、生活に直結した事業が進められています。

以上のことなどを考慮に入れつつ、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はなく、実質公債費比率は前年度比0.9%上回っているものの、健全化判断比率としては指摘すべき事項は特にないと監査委員の意見書にもありますように、令和5年度の一般会計歳入歳出決算に賛成をいたします。

以上です。

議長 ほかに、討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

認定第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第2号「令和5年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第3号「令和5年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第3号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第4号「令和5年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第5号「令和5年度設楽町つく診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第6号「令和5年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第6号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第7号「令和5年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第7号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第8号「令和5年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。



認定第8号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第9号「令和5年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第9号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第10号「令和5年度設楽町簡易水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第10号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第11号「令和5年度設楽町下水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第11号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定すること

に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 1 1 号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 日程第 24「所掌事務の調査報告」を議題とします。

ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いします。

7 山口 それでは、令和 6 年第 3 回設楽町議会ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。

日時は、9 月 13 日金曜日 9 時 27 分より行いました。場所は設楽町役場の議場であります。出席者は、設楽ダム対策特別委員 6 名全員、そして加藤議長と議会事務局長、参加をいただいております。設楽町からは、土屋町長ほか 8 名。国土交通省設楽ダム工事事務所からは、田中所長ほか 14 名。愛知県豊川水系対策本部からは、大木事務局長ほか 3 名、新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所、池野所長ほか 3 名の出席をいただきました。

まず最初に、議長、町長、田中所長、大木事務局長より御挨拶をいただき、審査の事件に入りました。なお、審査内容につきましては、御手元に配付させていただいておりますので、要点のみ報告をさせていただきます。

所掌事務の調査の 1 につきましては、設楽ダム建設事業について設楽ダム工事事務所から資料 1、設楽ダム関連事業出張所から資料 2 に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。

設楽ダム工事事務所の質問につきましては、用地難航箇所状況、それから管理道路の詳細。ダム本体工事用道路の仮橋橋脚の逸脱した説明を受けておりますので、それに関しまして質疑を 14 件受けました。

愛知県への質問につきましては、月バイパスの残土の問題、田峯バイパスのトンネル工事の内容等につきまして、質問を 4 件頂いて、回答を頂いております。記載のとおりでございます。

その他につきましては、多くの労働者の方が設楽町に入っただけですが、それらにつきます事件等の対応の仕方、また町長が言われております小水力発電事業についての質疑等々、質問が 4 件。そして意見要望は 1 件。記載のとおりでございます。

これで審査事件を終わりました、11 時 10 分より現地を視察してまいりました。視察内容につきましては、国道 257 号 1 号橋、付替道路設楽根羽線、設楽ダム本体工事の宿舍の 3 件を視察してまいりました。その視察につきましては、設楽ダム対策特別委員会委員 6 名、それに加藤議長、今泉事務局長が参加。設楽町としましては、町長ほか関係職員。国土交通省におきましても、田中所長ほか、関連した職員の皆さん。新城設楽建設事務所設楽ダム関連事業出張所からは池野さん

ほか、関係した職員の参加をいただきました。なお 12 時 15 分に終了いたしましたので、現地で視察を終了し、現場にて解散をいたしました。

以上が、ダム対策特別委員会の報告であります。

なお、ここに記載されていない内容で御質問がございましたら、事務局に議事録がとってございますので御参照をいただきたいと思います。

以上であります。

議長 ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

---

議長 日程第 25、発議第 2 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

5 七原 発議第 2 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書」の提出につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

提出日、令和 6 年 9 月 20 日。提出者、設楽町議会議員七原剛。賛成者、同じく原田純子。提案理由、未来を担う子供たちに行き届いた教育を行うため、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものでございます。

皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第 2 号の討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第 2 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 26、議案第 5 6 号「設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 5 6 号「設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について」を説明させていただきますので、資料の 11 ページを御覧ください。

本議案は、令和 3 年 9 月議会におきまして議決いただきました令和 3 年度から 7 年度までの 5 か年の過疎地域持続的発展計画、いわゆる新過疎計画の一部を変

更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、同条の第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、計画の変更におきましては、計画策定の根拠規定である同法第8条第7項に基づき、あらかじめ愛知県知事と協議することとなっております。令和6年8月26日付けで、愛知県より計画変更に関する異議なしと回答を受けております。

このように、過疎対策事業債の借入れを予定している場合は、毎年、県との協議を進め、毎年ですが9月の議会初日に上程する予定でありますが、今回県との調整協議に時間を要しまして、最終日の上程となってしまいました。申し訳ございませんでした。

今回の変更の各対象事業につきましては、当初予算及び補正予算等で説明させていただいておりますので、詳しい各事業の説明は省略をさせていただきます。

それでは、変更事項について、48ページ以降に変更箇所の対照表を添付しております。また変更箇所は赤字としております。そちらは参照としておいていただきまして、14ページの目次のところで説明をさせていただきますので、そちらを御覧ください。

最初に、中段よりやや下側に位置しております、5番目の「交通施設の整備、交通手段の確保」のところでは、町道5路線の維持修繕工事と農道2路線の改良工事1路線と舗装工事1路線。林道2路線の改良工事1路線と舗装工事1路線を追加変更するものであります。

次に、6番目の「生活環境の整備」のところでは、一つとして消防施設として、夜間の有事の際のヘリポート使用を想定して、新城市消防署と連携し、照明器具等の点検及び改修を実施し、安定的な運用を確保することの追加と、2つ目として、廃棄物処理施設として、ごみの収集、処理及び運搬を安定的に実施するため、パッカー車及び収集用トラックを定期的に更新することの追加を行うものであります。

最後に、9番目の「教育の振興」のところでは、一つとして校務支援システムを導入することによって、学校の事務、校務のデジタル化による業務の効率化を図り、子供と向き合う時間の確保や多忙化の解消に取り組み、教職員の働き方改革を推進することの追加であります。

もう一つは、調理員の不足や児童生徒数の減少を踏まえ、現在4か所ある調理場の整理統合を検討するとともに、それに伴う調理員の適正配置や、給食の質の維持等に係る対策も具体的に進めていく対策事業として、学校給食センター——仮称ではありますが、整備事業を追加する変更であります。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第56号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議長 議案第56号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第27「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第28「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

---

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

令和6年第3回設楽町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時06分